

令和8年第1回定例会

大仙美郷介護福祉組合議会会議録

令和8年3月10日 開会

令和8年3月10日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

令和8年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会
議 事 日 程

令和8年3月10日（火曜日）午後1時30分開議

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告 例月出納検査結果

1 報 告

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

2 規 約

日程第5 議案第1号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更等について

3 条 例

日程第6 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例及び大仙美郷介護福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第3号 大仙美郷介護福祉組合職員等の旅費に関する条例の制定について

日程第8 議案第4号 軽費老人ホーム設置条例の一部改正について

日程第9 議案第5号 高齢者生活支援ハウス設置条例の一部改正について

4 予 算

日程第10 議案第6号 令和7年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第7号 令和7年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金の一部変更について

日程第12 議案第8号 令和8年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算

日程第13 議案第9号 令和8年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計予算

日程第14 議案第10号 令和8年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金について

出席議員（7名）

1番 大山利吉

3番 深澤均

4番 高橋邦武

5番 佐藤隆康

6番 鈴木正洋

7番 高橋智也

8番 後藤健

欠席議員 2番 佐藤芳雄

説明のため出席した者の職氏名

管理者	老松博行
副管理者	松田知己
代表監査委員	高橋薫
事務局長	藤澤健吾
真昼荘所長	田沢則之
真木苑所長	佐々木信雄
真森苑所長	鷹觜真美
総務課副主幹	佐藤巧
総務課主査	奥山豪

書記として出席した者の職氏名 総務課副主幹 長澤富士子

○ 議長（後藤健）

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後1時30分 宣告）

○ 議長（後藤健）

管理者から招集のあいさつがあります。

老松管理者。

○ 管理者（老松博行）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、管理者。

○ 管理者（老松博行）

本日、令和8年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、条例案4件、補正予算案1件、単行案3件及び当初予算案2件の合計11件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしく、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度当初予算につきましては、一般会計と介護保険事業特別会計を合わせた予算総額が12億5,290万円で、前年比1.7%の増となっております。これは、制度改正に伴う人件費の増や真昼荘の地下灯油タンクライニング工事に伴う維持補修費の増などによるものであります。

また、構成市町負担金につきましては、一般会計と介護保険事業特別会計を合わせ、5千641万8千円で、前年比31.7%の減となっております。これは、大規模改修工事費の減が主な要因となっております。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況等についてご報告いたします。

真森苑のボイラー2機のうち1機が故障しており、特別養護老人ホームと高齢者生活支援ハウスの入浴に、不便が生じております。復旧に要する経費の補正につきまして、専決処分させていただきましたのでご審議方よろしくようお願い申し上げます。

最後に、令和8年度実施予定の主な事業について申し上げます。構成市町負担金による改修工事関係についてであります。これは、真昼荘の地下灯油タンクが設置から40年経過するため、危険物の規制に関する規則等に基づきまして、タンク内面の腐食を防止する措置を講ずる必要があり、実施するものであります。

以上、諸般の状況等につきましてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○ 議長（後藤健）

これより、本日の会議を開きます。

欠席の届出は、2番、佐藤芳雄議員であります。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長（後藤健）

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定より、議長において

4番 高橋 邦武 議員

5番 佐藤 隆康 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○ 議長（後藤健）

会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議長報告 専決処分報告 例月出納検査結果

○ 議長（後藤健）

議長報告を行います。例月出納検査結果が代表監査委員から提出されましたので、お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4 報告第1号

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

報告第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

資料ナンバー1の5ページをお願いいたします。併せまして資料ナンバー10をお願いいたします。この補正予算は、真森苑のボイラー改修工事に伴う補正であり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億6,596万円とするものであります。9ページをお願いいたします。改修工事に係る支出が年度内に終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用するため、1,700万円の繰越明許費を定めるものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして歳入から順次ご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。7款繰入金は、1,700万円の補正であります。急を要する補正でありますので、財政調整基金を取り崩すものであります。

歳出についてご説明申し上げます。16ページをお願いいたします。1款1項3目真森苑管理費の10節需用費の補正であります。真森苑に2機あるボイラーのうち1機が、老朽化のため1月28日から使用できなくなり、入所者の入浴環境に支障をきたしている状況となりましたため、緊急修繕を行う必要があり、修繕料として1,700万円の補正を行ったものであります。真森苑の浴室は、特別養護老人ホームの定員76名の棟に1か所、定員29名の棟に1か所あり、生活支援ハウスの定員15名に対しても1か所、計3か所ありますが、特別養護老人ホームの定員29名の棟にある1か所を除いて入浴ができない状況であります。すでに改修工事の発注は済んでおり、5月中の修理完了を目指しているところであります。その間、生活支援ハウスの入居者につきましては、隣接する柵の湯の入浴チケットを配布の上、送迎を行い、特別養護老人ホームの入所者につきましては、稼働している浴室まで移動していただくほか、温かいタオルで体を拭くなどの対応をすることとしております。

本件は、令和8年2月18日付けで、地方自治法の規定によりまして専決処分させていただいたものでありますので、同法の規定に基づき、これを議会に報告し、承認を求めるものであ

ります。

以上、報告第1号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。

これより、報告第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更等について

○ 議長（後藤健）

議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第1号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更等についてご説明申し上げます。

資料ナンバー1の19ページをお願いいたします。

本案は、令和8年3月31日をもって男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が解散し、両組合を統合して同年4月1日付けで男鹿潟上南秋消防組合が設立されることに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定に基づき、同組合同規約の一部変更について関係地方公共団体と協議を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

- 議長（後藤健）
討論なしと認めます。
これより、議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（後藤健）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例及び大仙美郷介護福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議長（後藤健）
日程第6、議案第2号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
はい、議長。
- 議長（後藤健）
はい、局長
- 事務局長（藤澤健吾）
議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例及び大仙美郷介護福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。資料No.1の5ページ、併せまして資料No.3の1ページをお願いいたします。
本案は、国、県が通勤手当の上限額を引き上げること、また、配偶者に係る扶養手当が令和8年度から廃止されることを踏まえ、所要の整備を行うものであります。
はじめに、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。
まず、通勤手当につきましてご説明いたします。現行の距離区分は、最長で片道60キロメートル以上ですが、これを100キロメートル以上まで拡大した上で、手当の上限額を66,400円に引き上げるものであります。また、5キロメートルきざみで設定されている距離区分ごとの手当額につきましては、国、県の取扱いに準じ、規則で定めることとするものであります。
次に、寒冷地手当につきましてご説明いたします。寒冷地手当は、扶養親族のある職員か否かで支給額が変わります。現行の寒冷地手当の規定では、扶養親族の定義を扶養手当の定義と共有しているため、扶養手当の改正影響を受けてしまう形になっております。つきましては、配偶者に係る扶養手当を令和8年度から廃止することが、寒冷地手当の支給額に引き下げの影響を与えないよう、所要の整備を行うものであります。
続いて、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。通勤手当の改正のみであります。一般職の職員と同様の見直しを行うものであります。本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。
以上、議案第2号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（後藤健）
提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。
(なし)
- 議長（後藤健）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(なし)

- 議長（後藤健）
討論なしと認めます。
これより、議案第2号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（後藤健）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7 議案第3号 大仙美郷介護福祉組合職員等の旅費に関する条例の制定について

- 議長（後藤健）
日程第7、議案第3号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
はい、議長。
- 議長（後藤健）
はい、局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
議案第3号大仙美郷介護福祉組合職員等の旅費に関する条例についてご説明申し上げます。
資料No.1の27ページ、併せまして資料No.3の2ページをご覧くださいようお願いいたします。

本案は、国県の旅費制度の見直しに準じ、旅費の種目や支給額に関し、全部改正により所要の整備を行うものであります。これまで、多くの旅費種目につきまして、標準的な実費額を基礎とした定額を支給する取扱いでありましたが、近年は、インバウンドの増加や為替、物価の変動により宿泊料が定額を超過する事例の増加や、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法、交通機関、料金体系の多様化など、国内外の経済社会情勢の変化が著しいことを踏まえ、旅費制度と実態との乖離が小さくなるよう、実費弁償を基本とした全面的な見直しを図るものであります。また、本条例の改正に伴い、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例など、関係4条例につきましても所要の整備を行うものであります。
本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。
以上、議案第3号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議長（後藤健）
提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。
(なし)
- 議長（後藤健）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)
- 議長（後藤健）
討論なしと認めます。
これより、議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（後藤健）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第4号 軽費老人ホーム設置条例の一部改正について

○ 議長（後藤健）

日程第8、議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第4号、軽費老人ホーム設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料№.1の43ページ、併せまして資料№.3の4ページをお願いいたします。本案は、国が定めておりました軽費老人ホームの利用料基準につきまして、都道府県知事に権限移譲されていること等を踏まえ、所要の整理を行うものであります。軽費老人ホーム利用料のうち、事務費と生活費の上限額につきまして、秋田県知事が定める額に基づくよう規定の整理を行うものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありますか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第9 議案第5号 高齢者生活支援ハウス設置条例の一部改正について

○ 議長（後藤健）

日程第9、議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第5号、高齢者生活支援ハウス設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料№.1の47ページ、併せまして資料№.3の4ページをお願いいたします。本案は、物価

高騰の状況等を踏まえ、高齢者生活支援ハウス利用料のうち、共益費について見直しを行うものであります。軽費老人ホームの生活費の上限額が、物価の上昇に伴い引き上げられたことを踏まえ、高齢者生活支援ハウスにおきましても、これに倣い共益費の引き上げを行うものであります。共益費は、現行 12,000 円ですが、6,000 円引上げて、月額 18,000 円とするものであります。引き上げ額の根拠につきましては、物価の状況を勘案すると同時に、元々高齢者生活支援ハウスの利用料が低く設定されている反面、同ハウスの利用実態が、軽費老人ホームの利用状況と実質的に同じであることから、両施設の利用料が同程度になるよう調整したものであります。なお、令和 8 年 9 月 30 日までの間は、15,000 円とする経過措置を設けております。

本条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、議案第 5 号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第 10 議案第 6 号 令和 7 年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 7 号 令和 7 年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金の一部変更について

○ 議長（後藤健）

日程第 10、議案第 6 号、日程第 11、議案第 7 号の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第 6 号、令和 7 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 7 号の令和 7 年度組合経費に係る負担金の一部変更に関する単行議案について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 6 号、令和 7 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。資料 No. 1 の 51 ページ、併せまして資料 No. 4 をお願いいたします。今回の補正予算は、賃上げに係る県支出金や物価高騰に係る構成市町負担金の補正のほか、実績見込みによる減額補正が主なものであり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 756 万 4 千円を追加し、補正後の予算総額を 11 億 7,352 万 4 千円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。58ページをお願いいたします。1款、サービス収入は、1,344万6千円の減額補正であります。特別養護老人ホーム真昼荘と真森苑において、入所者の感染症等による実績の減に基づくものであります。

2款、分担金及び負担金は、417万1千円の補正であります。会計年度任用職員勤勉手当負担金は、任用実績に伴い96万1千円の減額であります。新たに物価高騰負担金といたしまして、大仙市389万3千円、美郷町123万9千円、合計513万2千円の補正をいたしました。民間の社会福祉施設等に対する補助基準額を参考に構成市町からご負担いただくこととしたものであります。3款、財産収入は、6万5千円の補正であります。財政調整基金の繰り替え運用利子の実績によるものであります。8款、県支出金は、1千677万4千円の補正であります。新たに、賃上げに係る補助金が交付されることとなったものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。62ページをお願いいたします。1款、総務費は、467万7千円の補正であります。これは、主に光熱水費の増額によるものであります。46ページをお願いいたします。2款、サービス事業費は、282万円の補正であります。これは、主に給食業務委託料の実績によるものであります。66ページをお願いいたします。4款、諸支出金は、6万7千円の補正であります。これは、基金利子の実績によるものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和7年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明いたします。69ページをお願いいたします。併せて資料No.5をご覧くださいと存じます。本案は、ただいまご説明いたしました議案第6号の補正予算に伴い、会計年度任用職員勤勉手当負担金について73万9千円を減額し、物価高騰負担金について389万3千円を増額し、変更後の令和7年度負担金総額を大仙市6,496万2千円、美郷町1,832万8千円、合計8,329万円と定めるものであります。

以上、議案第6号と議案第7号につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。

これより、議題となっております案件中、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第 12 議案第 8 号 令和 8 年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算

日程第 13 議案第 9 号 令和 8 年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計予算

日程第 14 議案第 10 号 令和 8 年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金について

○ 議長（後藤健）

日程第 12、議案第 8 号から日程第 14、議案第 10 号までの 3 件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第 8 号と議案第 9 号の令和 8 年度一般会計及び介護保険事業特別会計に係る当初予算並びに議案第 10 号の令和 8 年度組合経費に係る負担金に関する単行案につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 8 号、令和 8 年度一般会計予算についてご説明いたします。資料 No. 2 の 1 ページから、また併せまして資料 No. 6 をお願いいたします。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,410 万円で、前年度当初予算に比べて 170 万円の増、率にして 2.1%の増となっております。

それでは、事項別明細書で歳入から順次ご説明申し上げます。予算書の 8 ページをお願いいたします。1 款、分担金及び負担金は、前年度比で 2.5%の減となっております。これは、全て構成市町負担金であり、所定の取り決めにより算定したものであります。負担金の内訳は、交付税算入対象経費といたしまして、児童手当、公会計の運用経費、ケアハウスの費用、会計年度任用職員分の勤勉手当のほか、自治体に設置義務があり、費用負担が必要なものといたしまして高齢者生活支援ハウスの費用、介護サービス収入を充てることが不適当であり、構成市町で負担すべき経費について、普通会計負担金として計上しております。これらのうち、令和 8 年度は、高齢者生活支援ハウスの配置職員の人事異動等により人件費が減となり、前年度比 2.5%の減となったものであります。2 款、繰入金は、前年度比で 12.4%の増となっております。これは、主に給与改定による人件費の増に対する財源といたしまして、特別会計から必要額を繰入れするものであります。4 款、諸収入は、前年度比で 5.4%の減となっております。これは、主にケアハウス及び高齢者生活支援ハウスの利用見込みによるものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。12 ページをお願いいたします。1 款、議会費は、前年度比で増減なしとなっております。14 ページをお願いいたします。2 款、総務費は、前年度比で 14.3%の増となっております。これは、主に給与改定に伴う人件費の増によるものであります。20 ページをお願いいたします。3 款、民生費は、前年度比で 10.6%の減となっております。これは、主に高齢者生活支援ハウスの配置職員の変更に伴う人件費の減によるものであります。24 ページをお願いいたします。4 款、予備費は、前年度と同額であります。

以上で、令和 8 年度一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案第 9 号、令和 8 年度介護保険事業特別会計についてご説明いたします。同じ資料の 37 ページ、併せまして資料 No. 7 をお願いいたします。介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 6,880 万円で、前年度当初予算に比べ 1.7%の増となっております。一時借入金の借入れの最高額は、前年度と同額の 2 億 8 千万円と定めるものであります。

それでは、予算内容につきまして事項別明細書で歳入から順次ご説明申し上げます。44 ページをお願いいたします。1 款、サービス収入は、前年度比で 3.6%の増となっております。これは、介護報酬が、社会情勢を踏まえて令和 8 年度に臨時改定されることによるものでありま

す。46 ページをお願いいたします。2 款、分担金及び負担金は、前年度比で 49.6%の減となっております。これは、児童手当負担金が、対象者の増に伴って合計 39 万 5 千円の増になる一方、大規模改修等負担金が 2,363 万 4 千円の減、会計年度任用職員勤勉手当負担金が 218 万 1 千円の減となることによるものであります。なお、大規模改修等負担金につきましては、その改修工事の概要につきまして、資料No.9 をご覧願います。美郷町の真昼荘におきまして、老朽化に伴う地下貯蔵タンクライニング工事として 409 万 3 千円を予算計上しております。予算書 46 ページに戻ります。3 款、財産収入は、前年度比で 9 万 4 千円の増であります。これは、利率の上昇に伴い、財政調整基金繰替運用利子が増となることによるものであります。4 款、寄附金は、前年度と同額であります。48 ページをお願いいたします。5 款、繰越金は、千円のみ科目存置であります。6 款、諸収入は、前年度比で 15.2%の減となっております。これは、真森苑におきまして、大仙市から受託しております通所介護事業の受託事業収入とそれに付随する利用料収入の減によるものであります。7 款、県支出金は、令和 8 年度新たに食材等の高騰に係る補助金といたしまして 666 万 8 千円交付される見込みによるものであります。

次に歳出について順次ご説明申し上げます。50 ページをお願いいたします。1 款、総務費は、前年度比で 4.3%の減となっております。これは、主に真森苑の空調設備改修工事が令和 7 年度で完了したことによるものであります。58 ページをお願いいたします。2 款、サービス事業費は、前年度比で 3.2%の増となっております。これは、主に給与改定や秋田県市町村総合事務組合負担金の算定方法変更に伴う人件費の増によるものであります。次に 74 ページをお願いいたします。3 款、公債費は、前年度比で 0.9%の増となっております。これは、利率の上昇に伴う財政調整基金繰り替え運用利子の増によるものであります。76 ページをお願いいたします。4 款、諸支出金は、前年度比 35.7%の増となっております。財政調整基金への積み立てを行うものであります。78 ページをお願いいたします。5 款、予備費は、前年度と同額であります。

以上で、令和 8 年度介護保険事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第 10 号、令和 8 年度大仙美郷介護福祉組合組合経費に係る負担金についてご説明いたします。同じ資料の 91 ページをお願いいたします。併せまして資料No.8 をご覧くださいようお願いいたします。本案は、ただいまご説明いたしました議案第 8 号と議案第 9 号の令和 8 年度当初予算に伴う負担金の額を定めるものであり、大仙市につきましては、4,538 万円、構成比は 80.4%、美郷町につきましては、1,103 万 8 千円、構成比は 19.6%とするものであります。

以上、議案第 8 号から議案第 10 号につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。
これより、ただいま議題となっております案件中議案第9号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。
これより、ただいま議題となっております案件中議案第10号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

○ 議長（後藤健）

以上で、本日の日程は終了いたしました。
これをもちまして、令和8年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。
大変お疲れ様でした。

(午後2時10分 宣告)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

大仙美郷介護福祉組合議会議長

署名議員

署名議員